

新しい法令および税務に関する 最新のガイダンス情報

2019年1月 – No 2



コンテンツ

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の通り、新しい法令および税に関する新しいイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。

1.



新しい最低賃金額に基づく社会保険料計算根拠となる給与額の改定手続きを2019年2月28日までに実施するようホーチミン市社会保険局が要請

2.



活動規模の拡大、投資資本の増額を伴わない事業内容の追加は拡張投資プロジェクトの優遇措置を受けられない

3.



非EPE企業へサービスを提供するEPE企業に関わる税務問題

4.



製造のため使用する目的で外国から無償貸与を受けた貨物に関わる輸入関税の還付

5.



辞令による給与費用の損金算入条件



1. 新しい最低賃金額に基づく社会保険料計算根拠となる給与額の改定手続きを2019年2月28日までに実施するようホーチミン市社会保険局が要請



2019年1月1日からの社会保険料、健康保険料、失業保険料、労働災害・職業病保険料の納付実施に関するガイダンスとして2018年12月20日付けOfficial Letter 2717/BHXH-QLTがホーチミン市社会保険局から発行されました。



具体的には、2019年1月1日以降、雇用主は、労働管轄当局へ届出済みの職種別給与テーブルにおける最低賃金額を再確認して、Decree 157/2018/ND-CPの規定に基づく新しい地域別最低賃金額よりも低くてはいけないという原則に基づいて適切な改定を行う必要があります。この原則に基づいて、社会保険料、健康保険料、失業保険料、労働災害・職業病保険料の計算根拠となる労働契約に記載される給与・賃金を、作成済みの職種別給与テーブルに沿うよう労働者毎に改定するようホーチミン市社会保険局が企業へ要請していま



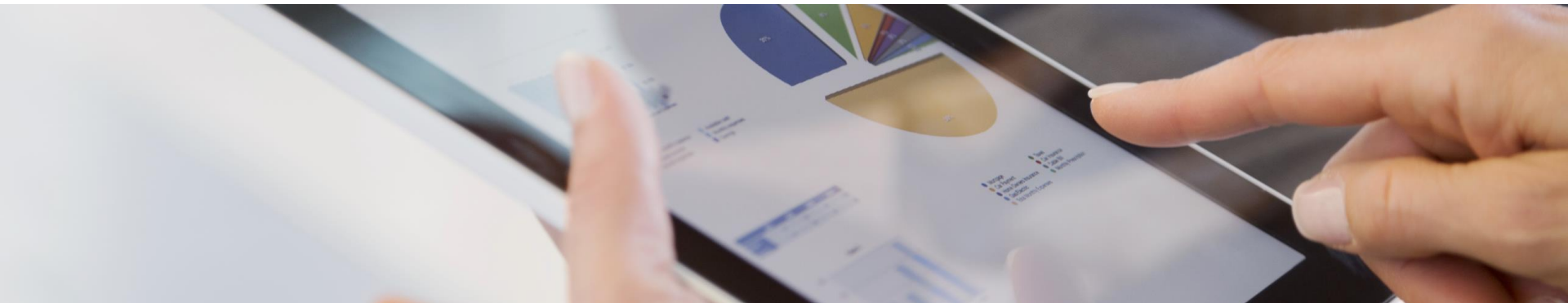
最も単純な仕事を行う労働者との労働契約を締結する際には、地域別最低賃金額よりも低くない給与額にして、社会保険料、健康保険料、失業保険料および労働災害・職業病保険料を納付する必要があります。但し、職業訓練・研修を経た労働者の給与額は、地域別最低賃金額より7%以上高くする必要があります。



ホーチミン市社会保険局によれば、雇用主は、社会保険料、健康保険料、失業保険料および労働災害・職業病保険料の計算根拠となる給与額を新しい地域別最低賃金額に基づいて改定する書類を遅くとも2019年2月28日までに提出しなければなりません。



上記期限を過ぎても改定をしていない場合、規定に基づく改定書類が雇用主から提出されるまでの間、社会保険当局側は、暫定的に、最も単純な仕事をする労働者に対する社会保険料、健康保険料、失業保険料および労働災害・職業病保険料の計算根拠となる給与額を新しい最低賃金額と同額に改定し、そして、職業訓練を経た仕事をする労働者に対しては7%を加えた額に改定します。社会保険当局による保険加入状況の確認や各種制度の利用を受けることができるのは、規定による地域別最低賃金額の改定書類を提出した後になります。



2. 活動規模の拡大、投資資本の増額を伴わない事業内容の追加 は拡張投資プロジェクトの優遇措置を受けられない

投資証明書に追加した事業内容に対する法人所得税の優遇措置に関するガイダンスとして2018年12月17日付けOfficial Letter 82371/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

このガイダンスによれば、事業内容の追加を目的とする投資証明書の変更を行うが、当該事業内容の変更が、活動中である投資プロジェクトの活動規模の拡大につながらず、投資プロジェクトの投資資本も増額されない場合、拡張投資プロジェクトとは見なされず、従って、拡張投資に対する優遇措置を受けることはできません。

活動中の既存プロジェクトに対しては、優遇措置の条件が満たされていれば、引き続き残りの期間に対する優遇措置を享受することができます。





3. 非EPE企業へサービスを提供するEPE企業に関わる税務問題

非EPE企業に対してサービスを提供するEPE企業に対する税務に関するガイダンスとして2018年12月13日付けOfficial Letter 81739/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

法人所得税については、事業内容として追加した金型の修理・保守サービスが、当初に届出した投資プロジェクトの範囲に含まれておらず、事業内容を追加した際に新規投資プロジェクトまたは拡張投資プロジェクトを持たず、また、投資資本の増額もしていない場合、当該金型の修理・保守サービスに対する法人所得税の優遇措置を受けることはできません。

EPE企業は、税務登録をした申告方法が控除法か直說法かにより、VATインボイスまたはセールス・インボイスを発行します。

同時に、当該活動は付加価値税の課税対象となるため、当該サービスの提供を行う活動に関しては、会計処理を区別すること、そして、付加価値税の申告・納税を行うために税務当局への届出が必要となります。非EPEに対する金型の修理・保守サービスに関わる付加価値税の計算方法は、法令の規定に基づく付加価値税の申告書に従い確認されます。

ハノイ市税務局によれば、非EPEに対して金型の修理・保守サービスを提供する契約をEPE企業が締結する場合、非EPEへの加工活動を行う許可を得ている必要があります。

4. 製造のため使用する目的で外国から無償貸与を受けた貨物に関わる輸入関税の還付



製造のために使用する目的で外国のパートナーから無償貸与を受けた後に返却すべく再輸出する貨物に関わる輸入関税還付に関するガイダンスとして2018年12月18日付けOfficial Letter 7447/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されました。



輸出入関税法によれば、製品の試験・研究開発のために仮輸入および再輸出する機械設備は免税対象となります。しかしながら、税関総局の本ガイダンスによれば、製造のために使用する目的で無償貸与契約により輸入した貨物をその後に外国のパートナーへ返却すべく再輸出する場合は、上述した法令の規定に基づく試験活動ではなく、従って、輸入関税の免税対象には該当しません。

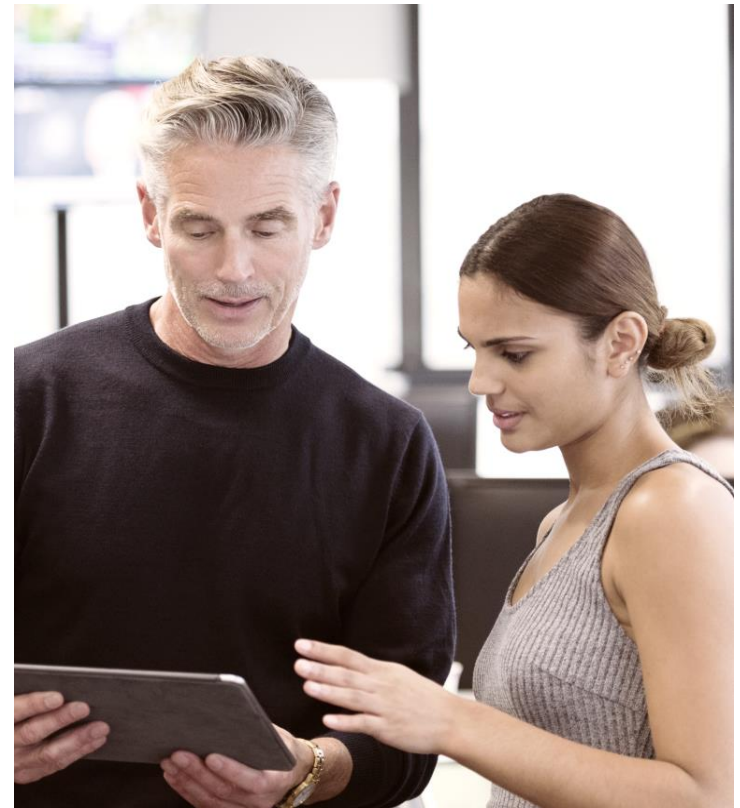


その他、製造のために使用する目的で無償貸与契約により輸入してその後に外国へ返却すべく再輸出する貨物は、Circular 45/2013/TT-BTC 第9条の規定による減価償却の原則を満たしませんので、輸入関税の還付条件も満たしません（輸入関税の還付額は、ベトナムでの使用・保管期間に基づく再輸出時の残存価額に従い計算されますので、使用価額がなくなっている貨物の場合には納付した輸入関税は還付されません）。

5. 辞令による給与費用の損金算入条件

法人所得税に関するガイダンスとして2018年12月14日付けOfficial Letter 13276/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。

このガイダンスによれば、日本の親会社からの辞令により日本人従業員が製造事業活動のためにベトナムへ赴任をする場合、辞令の中に、給与、勤務条件、雇用関係における労働者と雇用主の権利および義務に関する合意など労働契約の内容が漏れなく表記されており、同時に、外国人が労働法の規定による労働者と認定されて労働許可証の発行を受け、そして、給与、賞与についてもその受給条件および金額が具体的に辞令に記載されている場合、外国人労働者へ支払う給与費用および賞与費用は法人所得税を計算する際の損金として認められます。



Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi,
Vietnam

T + 84 24 3850 1686

F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner

National Head of Tax

D +84 24 3850 1618

E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner

D +84 24 3850 1620

E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk

D +84 24 3850 1680

E kaoru.okata@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza

561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City,
Vietnam

T + 84 28 3910 9100

F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner

D +84 28 3910 9231

E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director

D +84 28 3910 9235

E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director

D +84 28 3910 9238

E hmy.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk

D +84 28 3910 9135

E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director

D +84 28 3910 9233

E mongvan.tran@vn.gt.com



Grant Thornton

An instinct for growth™

grantthornton.com.vn

© 2019 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.